

千葉県袖ヶ浦市の福祉施設「養育園」の寮で、知的障害がある19歳の男性入所者が職員からの虐待を受けた後に死亡した事件で、県警は14日、暴行容疑で養育園などを家宅捜索した。

これまでの県の調査で養育園では計5人の職員が、亡くなった男性のほか、入所者9人にも継続的な虐待を加えていたことが判明。県警は、男性の死亡原因の解明とともに、園内での暴行の実態把握を進める。

県警によると、捜索先は養育園の寮や、運営する県社会福祉事業団の事務局。午前10時すぎ、約30人の捜査員が厳しい表情で養育園に入った。

捜索容疑は、11月24日午後3時ごろ、職員5人のうちの1人が、寮内で男性に暴行した疑い。

県によると、男性は寮のソファに横になっていた際、腹を数回蹴られるなどの暴行を受けた。25日の夕食後に、呼吸困難となり病院に救急搬送され、26日未明に腹膜炎で死亡した。

2013.12.14 産経ニュース

虐待事例

入居者死亡、悪質な施設虐待

はなみずき

虐待防止委員会だより

No. 3

今年11月千葉県で発生した虐待事例です。職員から暴行を受けた利用者が亡くなるという、本当に残念な結果になった後に明るみに出しました。この施設の運営母体である千葉県福祉事業団の評議員には行政担当者や社会福祉協議会などが就任しており、ホームページには、職員倫理綱領や行動規範が定められております。このように虐待防止体制をいくらか整えても実際には有機的に機能しないと日常的な虐待が発生する可能性があります。虐待防止の仕組みを整えてやっとスタートに立ったと認識して、その仕組みを適時起動させて、生きた虐待防止機能を働かせていきたいと思います。



前回のNo. 2に引き続き、法人各事業所の虐待防止委員の活動を紹介いたします



みやた

・4月、業務振り返りチェックシート実施。大きな目的は、まずは一度業務を振り返ってみることに、他の方がどう感じているかの集約、配布を行ない気づきを目指す。・9月、「初心に戻る」チェック実施。大きな目的としては、虐待防止委員である自分も含めて「慣れによる気の緩み（ご利用者にとっては「家」だが、スタッフにとっては「事業所」であるというケアホームの形態の中で、線引きが曖昧になりがちである）の部分の再度各々に意識してもらおうこと。・会議での支援の振り返りご利用者に対する共通認識の作成。

とんだ

・「とんだ世話人心得」10年以上ぶりに改訂。GHとんだができて10年以上経過する中で、当時は課題として挙がっていたいなかったことも増えてきている現状がある。このたび改訂し項目を足したことで専門性を高め支援の質を向上させたい。・ご利用者への十分な理解が間違った対応に結びつく可能性から、ご

利用者の理解を深めるための会議を実施していく。

みやた・とんだ共通・気づかないところでした。まっているかもしれない広義での「虐待」、支援面では特に心理的虐待に関する振り返りや整理をおこない、支援の質の向上を目指す。具体的には呼称問題「うさん」と呼んでいるか？や「そんなんしてたらごはんないで」といった声かけの撤廃をしつつ、堅苦しくなりすぎずにご利用者にとっては「生活の場」であるという雰囲気や損なわれないような支援を目指していく。・具体的な支援例をあげ、会議の場で議論できる土壌を作っていく、間違っているかもしれない支援（虐待）の修正を行なっていきたい。



アクトおおさか 研修相談支援室

アクトおおさかでの虐待についての関わりは、相談支援をしていて、虐待が疑われたり、権利擁護の必要を感じた場合のものです。本年度の例で言えば、保護者が発達障がいのある子どもの子育てや学習の困難さに向き合えずに、子どもを叩いてしまったり、行き過ぎたしつけをしてしまった場合があります。保護者自身がうつ状態になる等、地域での見守りが必要と思われる事例の場合は、児童相談所に通告することもあります。また、経済的虐待を疑われる場合もあり、発達障がい者自身の権利擁護の為に市町村の虐待対応担当者と連携をとることがあります。発達障がいのある人はその特性によって、言われたことを鵜呑みにしてしまい被害を受けるおそれがありますので、ご本人の特性とおかれている立場を市町村の担当者に説明して権利擁護の必要性を説明しました。このように、アクトおおさかでは、相談支援活動を通じて、発達障がいのある人々への虐待、

権利侵害について、受信できる視点をもつことが大切であると思っています。

療育支援部

療育支援部では、利用者様への支援の質を高め、良質なサービス提供を行うことが虐待防止につながることを考え、日々取り組みを実施しています。具体的な取り組みは下記のとおりです。

- ① ニーズに基づいた個別の支援の実施・部長による定期面談（1〜2ヶ月に1回実施）。個別のスーパーバイズ。・児童発達管理責任者と担当職員の間1回のケース会議、支援の進捗管理の実施。・部内研修の実施。② リスクマネージメントの取り組み・各事業所にリスクマネージャーを設置。・ひやりはつと委員会の定期開催。各事業所から挙げられた“ひやりはつと報告書”をもとに情報共有を行い、問題解決及び改善を図る。

療育支援部は、発達障がい児のお子様療育と保護者への支援を両輪として、子ども達の困り感を軽減し親

子の笑顔がたくさん見られるよう日々の支援にあたっています。若いスタッフも多い職場ではありますが、一人一人が職員としての自覚と誇り、そして熱い思いを持って法人理念である「地域に生きる」の実現を目指します。



虐待防止委員会では、2ヶ月に1回委員会を実施しています。10月の委員会では、それぞれの事業所の虐待防止に関する報告を行いました。次回のはなみずきNo.4の発行もお楽しみにしてください！（H26・1発行 虐待防止委員会）